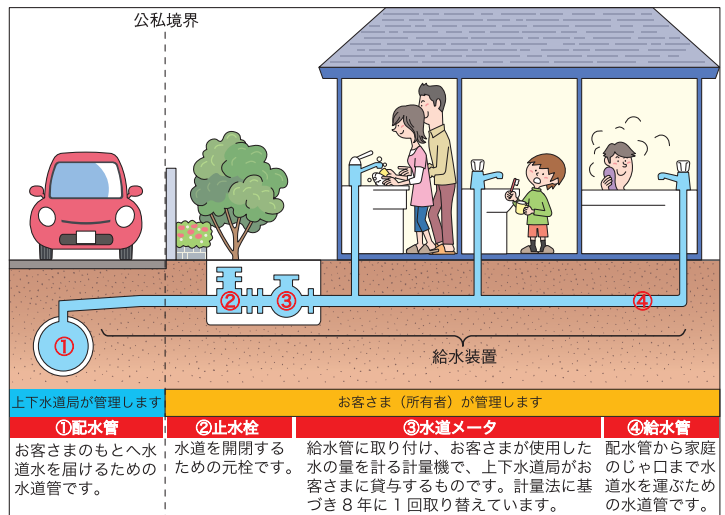


給水装置・排水設備

給水装置

水道水を家庭などで使用するには、道路に埋められている配水管から給水管を取り出す必要があります。この取り出した部分からじゃ口までの装置を「給水装置」といいます。

給水装置や給水用具（じゃ口や止水栓、タンクレストイレなど）は、適切な維持管理を行わないと、安全な水質や十分な水圧が確保できなかつたり、器具の故障につながったりする恐れがあります。そのため、日々の維持管理を心掛けてください。



給水方式について

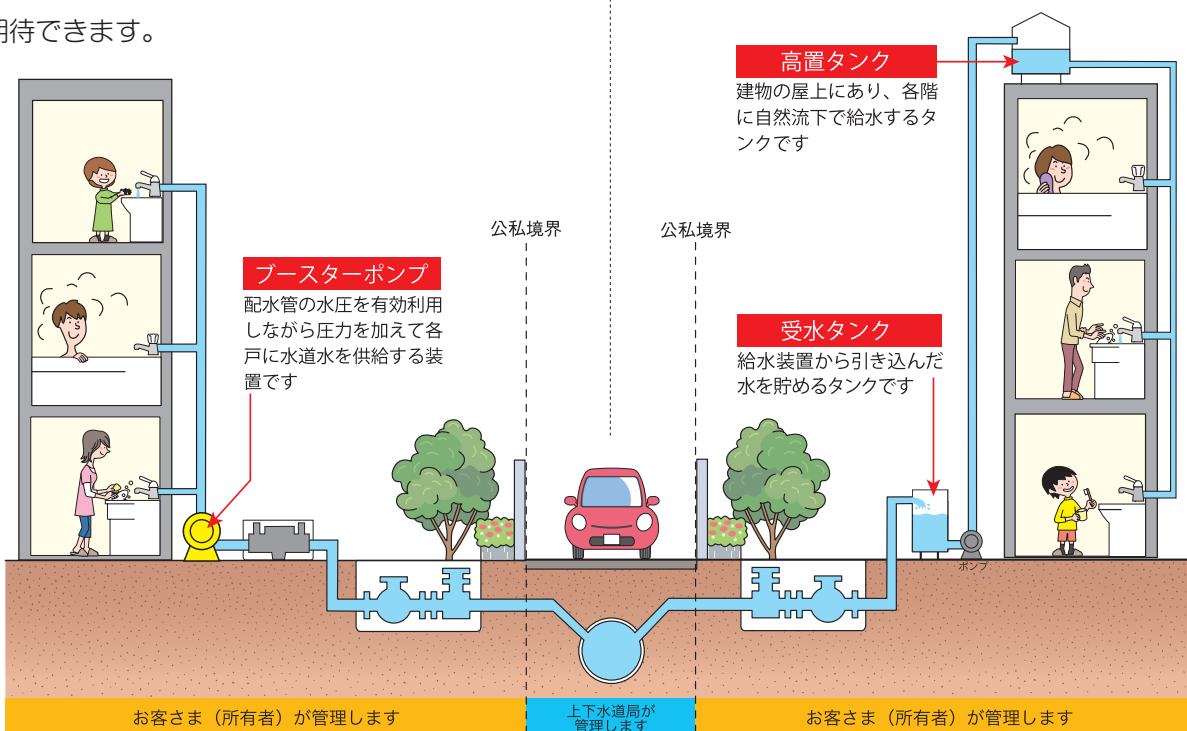
給水方式（配水管から給水装置をとおしてお客さまのもとに水道水が届くまでの方式）には大きく分けて、配水管の水圧を利用して給水する「直結給水方式」と、配水管から引き込んだ水をタンクに貯めてポンプなどで給水する「タンク方式」の2種類があります。なお、建物の用途や規模などによっては、直結給水方式を採用できない場合があります。

○直結給水方式の良い点

- ・配水管からじゃ口まで直結されているため、新鮮な水道水を使用できます。
- ・タンクなどの設置スペースが不要となるため、敷地の有効利用ができます。
- ・タンクの清掃や点検費用など、維持管理費の節約が期待できます。

○タンク方式の良い点

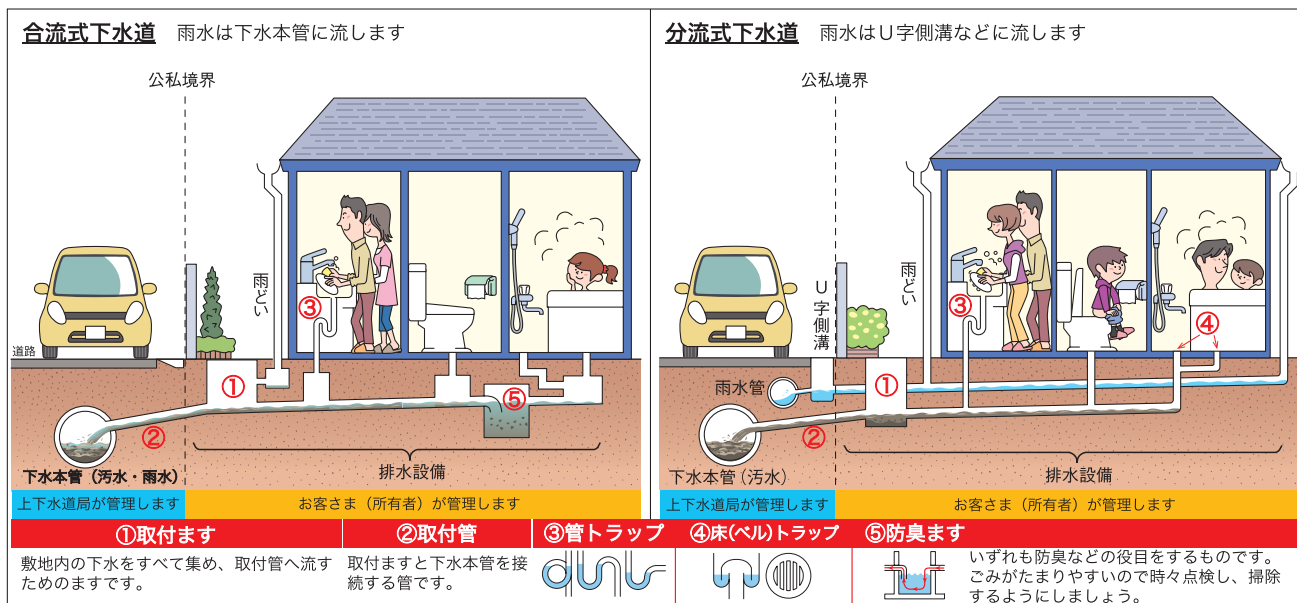
- ・配水管が断水してもタンク内の水を使用できるため、すぐに断水となりません。
- ・タンクの周りを地震に強いものとするこゝで、地震の時でもタンク内の水を使うことができます。



排水設備

下水（汚水や雨水）を下水本管に流すために敷地内に設けられた管やますのことを「排水設備」といい、お住まいの地域の下水道排除方式（P12 参照）によって、必要な排水設備の内容に違いがあります。

また、現在お住まいの地域が下水道の未整備地域で、その後の整備により下水道が使えるようになった場合、建物や敷地の所有者は排水設備を設置し、下水本管に接続する必要があります。



助成制度について

上下水道局では、下水道の利用を促進するために、くみとり便所の改造や浄化槽の廃止などについて、右のような助成制度を設けています。

また、補助金の申請は下水道の供用開始の日から1年以内に行っていただく必要があります。

詳しくは上下水道局公式ウェブサイトをご覧ください。

区分	貸付金	補助金	対象
くみとり便所の改造	51万円以内	3万円	くみとり便所を水洗便所に改造し、下水道に接続される方
浄化槽の廃止	39万円以内	1万円	浄化槽を廃止し、下水道に接続される方

給水装置と排水設備についてのお願い

給水装置や排水設備は、お客様自身の「大切な財産」です。次の2点について、ご理解いただきますようお願いいたします。

- 敷地内や私道内での給水装置・排水設備の新設や修理は、名古屋市上下水道局指定工事店にお申し込みください。なお、費用は原則としてお客様（所有者）のご負担となります。
- 家屋の新築や建て替え、リフォームの際には、地震の動きを吸収する材料の使用など、耐震性の向上についてもあわせてご検討ください。